

八王子市町会自治会連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市町会自治会連合会（以下「連合会」という。）が実施する事業に対し、市が当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 連合会が実施する事業を支援し、町会自治会活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連合会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 連合会の活動を推進するために必要な事業
- (2) 町会等の加入促進活動を推進するために必要な事業
- (3) 町会等の活動を推進するために必要な事業
- (4) 町会等の活動に係る調査及び研究に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、補助経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 連合会は、交付申請書（第1号様式）に事業計画書、収支計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書（第2号様式）により連合会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助事業の計画変更)

第9条 規則第10条の規定による申請については、「補助金交付事業変更・中止申請書」（第3号様式）によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、第9条2項の規定による承認をしたときは、「補助金交付決定変更等通知書」(第4号様式)を申請者に送付する。

(実績報告)

第10条 連合会は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第5号様式)に成果報告書、収支報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書(第6号様式)により、補助事業団体に通知する。

(補助金交付の取消及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、市長は、補助金の交付を取消、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 補助金をその目的に反して使用したとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第13条 市長は、補助金の交付について必要と認めるときは、連合団体に対し、研修書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

(補助金制度の見直し)

第14条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。